

STOP！ 転倒災害 冬の労働災害防止キャンペーン ふくしま

準備期間：令和7年12月1日～令和7年12月14日

運動期間：令和7年12月15日～令和8年2月28日

福島県内では、毎年12月から2月にかけて、降雪や凍結、低温といった冬の気象条件に起因する冬季特有の労働災害が多発しています。

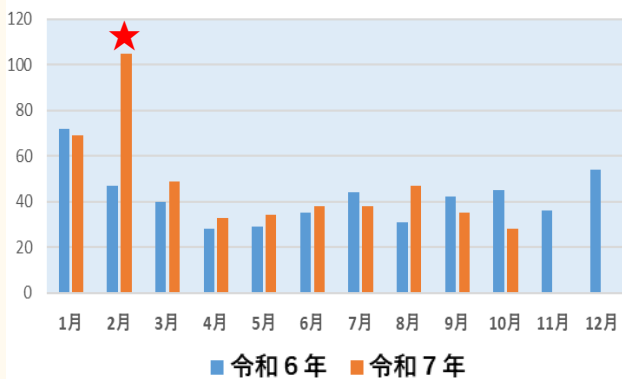
雪が降り始める前から対策を行い、冬の労働災害を防止しましょう。



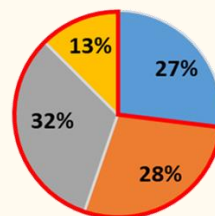
労働基準局広報キャラクター
「たしかめたん」

転倒に注意

令和6年に福島県内で発生した転倒災害のうち約35%が冬季に集中して発生しています。特に、降雪量の多かった2月は前年に比べて2倍以上の転倒災害が発生しています。

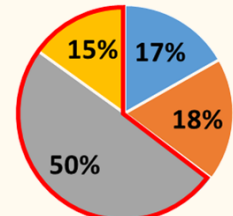


令和6年冬季年齢別
転倒災害発生状況



～40代 50代 60代 70代～

令和6年冬季休業日数別
転倒災害発生状況



2週間未満 2週以上1月未満
1月以上3月未満 3月以上半年未満

令和6年冬季の転倒災害では、被災者の年齢が50歳以上の事例が全体の約70%を占めています。

高齢者が転倒すると骨折を伴うケースが多く休業期間が長期化する傾向があります。令和6年冬季の転倒事例でも全体の約65%が1ヶ月以上の休業を要しています。

雪道や凍結路面では
ペンギン歩き♪



中毒災害に注意

- 換気の不十分な場所での石油ストーブや発電機の使用時には**一酸化炭素中毒**に注意
- 温泉関係施設等での**硫化水素中毒**に注意

令和7年2月には、福島県内の温泉施設で源泉管理の作業中に硫化水素中毒により労働者2名が死亡する災害が発生しています



交通災害に注意

雪道や凍結した路面での**交通災害**に注意

その他

- 雪降ろし作業での**墜落・転落**に注意
- 雪かき作業での**腰痛**に注意

準備期間(令和7年12月1日～令和7年12月15日)の実施事項

安全衛生活動に係る準備事項

本運動の趣旨、実施事項の労働者への周知

労使一体となって冬季特有の災害防止に努めることを確認しましょう

安全教育の実施

労働者に対して冬季特有災害防止対策に関する安全教育を実施しましょう

警報・注意報発令時に対応するための体制整備

気象状況に応じた対応を適切に行うための体制整備を行いましょう

- ・ 大雪、低温等に関する気象情報(警報・注意報含む)を迅速に把握する体制の整備(担当者の選任や連絡網の確認など)
- ・ 警報・注意報発令時等の対応マニュアルの作成及び関係者への周知

リスクの洗い出しと対策の検討

- 冬季特有の災害について、ヒヤリ・ハット事例の収集やリスクアセスメントを実施し、どんな災害が起こりうるか検討しましょう
- 想定される災害の防止対策について安全衛生委員会等で検討しましょう

転倒災害の防止に関する準備事項

冬の転倒リスクが高い場所の事前確認

転倒リスクが高い場所を確認しましょう

- ・ 屋外通路、屋外階段
- ・ 過去に転倒災害やヒヤリハット事例が発生した場所
- ・ 日陰になる場所
- ・ 水たまりになりやすい場所
- ・ グレーチングの上 など

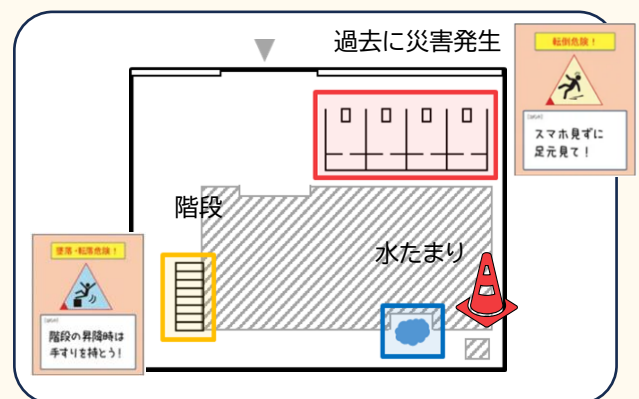
必要な物品の準備

必要な物品の準備をしましょう

- ・ 融雪剤
- ・ スコップ
- ・ 滑り止めマップ
- ・ 防滑靴
- ・ 凍結防止剤 など

「危険マップ」の作成、関係者への周知

事前に確認した情報を基に「危険マップ」を作成し、関係労働者に周知しましょう



一酸化炭素中毒・硫化水素中毒災害の防止に関する準備事項

安全衛生教育の実施

次の事項について事前に労働者に安全教育を行いましょう

- ・ 一酸化炭素や硫化水素の発生原因
- ・ 中毒等の症状
- ・ 空気呼吸器等(空気呼吸器、酸素呼吸器又は送気マスク)の使用方法
- ・ 事故の場合の退避及び救急処置の方法等に関する事項

交通労働災害の防止に関する準備事項

車両の整備・点検

積雪や路面が凍結する前に次の事項を済ませましょう

- ・ 車両のメンテナンス
- ・ 装着する冬用タイヤの状態の確認(製造年月日、摩耗状況 など)
- ・ 適切な時期の冬用タイヤの装着

無理のない運行計画の策定

時間や心に余裕を持った運転ができるよう、天候、路面状況を考慮した運行計画を策定しましょう

運動期間(令和7年12月15日～令和8年2月28日)の実施事項

安全衛生活動に係る実施事項

リスク低減措置の実施

- 準備期間中に安全衛生委員会等において検討した冬季特有災害防止対策を実施しましょう
- 冬季特有災害に関するヒヤリ・ハット事例の収集やリスクアセスメントの実施は継続して行い、必要な対策について安全衛生委員会等で検討しましょう

気象情報を活用した対策

- 地域の気象情報に注意し、必要に応じた注意喚起を早目に行いましょう
- 警報・注意報発令時等には、作成した対応マニュアルに基づいて対応しましょう

転倒災害の防止に関する実施事項

安全通路の確保

駐車場内や、駐車場から職場までの通路等を安全に通行できる状態にしましょう

- ・ 除雪・融雪剤の散布
(屋外通路や屋外階段、駐車場等)
- ・ 転倒防止用マットの敷設(出入口)
- ・ 照明設備等の設置 など

建物内の凍結防止

建物内の凍結を防止しましょう

- ・ 靴底の雪を落とすブラシなどの設置
- ・ 吸水機能のある玄関マットの敷設
- ・ 凍結のおそれのある屋内通路及び作業場への温風機の設置 など

防滑靴やプロテクター等の着用の推進

作業内容に応じて適正な靴や保護具を着用しましょう

- ・ 屋外では「氷上用」の耐滑靴や滑り止めを着用
(※水油用の耐滑靴では滑ることがあります)
- ・ 靴底の摩耗状況の確認



滑り止めアタッチメント

一人ひとりが歩き方に注意！

冬の転倒を防止するために労働者ひとり一人が普段以上に歩き方を意識しましょう

- ・ 決められた安全通路を通行する
- ・ 省略行動をしない
- ・ スマートフォン等を操作しながら歩行する
「ながら歩き」、服やズボンのポケットに手を入れた状態での歩行をしない

荷の運搬方法、作業方法の見直し

やむを得ず凍結した路面等で作業を行わせる場合には、荷の運搬方法や作業の方法、手順の見直しを行いましょう

高齢労働者の特性への配慮

筋力や骨密度の低下等を背景に加齢とともに転倒のリスクは高まります

高齢者が働いている場合には、その身体機能の特性などに配慮し、「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン)に沿った対策を実施しましょう



厚生労働省HP
「高齢労働者の安全衛生対策について」

一酸化炭素中毒・硫化水素中毒災害の防止に関する実施事項

内燃機関や練炭等の使用に注意

狭い場所や閉め切った屋内など、自然換気が不十分な場所での内燃機関(発電機等)やストーブ、練炭等の使用は厳禁です。室内に一酸化炭素が滞留し、一酸化炭素中毒を引き起こす危険があります。

中毒災害防止対策の徹底

一酸化炭素・硫化水素が発生するおそれのある作業場所では次の事項を実施しましょう

- ・ 事前情報を基にした適正な作業計画の策定
- ・ 作業開始前・作業中の濃度測定
- ・ 積雪時にも有効な換気の実施
- ・ 必要に応じた空気呼吸器等の着用
- ・ 作業場所への関係者以外の立入禁止とその表示

温泉関係施設では特に注意！

- ・ 温泉の貯湯タンクの清掃作業
- ・ 源泉からの送湯管内の空気抜き作業において、高濃度の硫化水素が生じるおそれがあります

交通労働災害の防止に関する実施事項

ゆとりのある運転の徹底

- 雪道や凍結した路面で車を運動するときには次のことに気を付けましょう
 - ・ 控えめな走行速度・十分な車間距離の確保
 - ・ 走行中の急ハンドル・急ブレーキの禁止
 - ・ 凍結等による危険のある場所(橋の上、トンネル出入り口、日陰など)での減速
 - ・ 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に掲げる事項の実施
- 安全運転について繰り返し教育を行いましょう



厚生労働省HP
「交通労働災害のための
ガイドライン」

その他の冬季特有災害の防止に関する実施事項

- 雪降りし作業における屋根からの墜落・転落防止対策の徹底
安全装備(耐滑靴、墜落制止用器具(安全带)、ヘルメット等の徹底)の着用
- 除雪(雪かき)作業における腰痛防止対策の徹底
作業開始前の腰痛予防体操の実施
- 運転中の除雪車両との接触防止の徹底
運転中の除雪車両や除雪機の回転刃部との接触防止、点検調整時の電源オフの徹底

お役立ちツール



厚生労働省
SAFEコンソーシアム
ポータルサイト



厚生労働省
健康日本21アクション支
援システム



厚生労働省
職場の安全サイト



ウィンターライフ推進協議会
「転ばないコツおしえます。」